



3月10日に開催されました第126回組合会で、当健保組合の平成29年度の予算案が承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

平成29年度予算の経常収支差引額は▲2.5億円となり、8年連続の赤字を計上しました。増え続ける高齢者医療制度への納付金と高止まりする保険給付費に対応するため、積立金を毎年取崩しており、財政は極めて厳しい状況です。この主な要因は、医療技術の高度化等による医療費の増加が挙げられます。

また、介護保険においても▲0.1億円の赤字に転落しました。介護保険における介護納付金については、平成29年8月分から総報酬額に応じた総報酬割が段階的に導入され、当健保組合においては介護納付金が増加します。介護納付金の負担増は介護

保険料率に影響します。

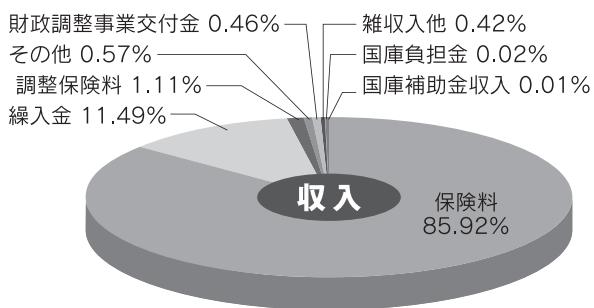
当健保組合としましては、財政赤字を少しでも軽減するために、保健事業のうちインフルエンザ予防接種、人間ドック・脳ドック（節目健診も含む）の補助額の見直しを図ってまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

皆さんにおかれましても、ご自身の健康意識を高めて頂き、日々の健康づくりに加え、積極的なジェネリック医薬品の利用等により医療費の節減にご協力いただきますようお願いいたします。

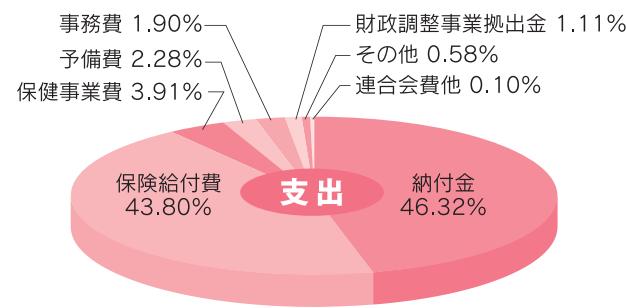
健 康 保 険 分

収 入	保険料	2,243,329
	国庫負担金	587
	※調整保険料	29,039
	※繰入金	300,000
	※国庫補助金収入	2
	※財政調整事業交付金	12,000
	雑収入他	10,871
	※その他	15,000
	合計	2,610,828
	経常収入合計 ※除く	2,254,787
(千円)		
経常収支差引額		▲252,508
(千円)		

●割合で見ると…



支 出	事務費	49,651
	保険給付費	1,143,568
	法定給付費	1,106,909
	付加給付費	36,659
	納付金	1,209,334
	前期高齢者	708,701
	後期高齢者	472,864
	その他	27,769
	保健事業費	102,057
	※財政調整事業拠出金	29,039
(千円)		
経常支出合計 ※除く		2,507,295
(千円)		



介 護 保 険 分

収 入	保険料	162,003
	繰越金	41,147
	その他	15,002
	合計	218,152
支 出	介護納付金	173,042
	還付金	182
	積立金	29,928
	その他	15,000
	合計	218,152
(千円)		

予算の基礎数値

予算は、次の推計値により算出されています。

- 被保険者数 4,357人 (男性4,010人、女性347人)
- 平均標準報酬月額 356,255円 (男性366,560円、女性237,166円)
- 総標準賞与額(年間合計) 5,292,207千円 (夏期賞与支給人員4,030人、冬期賞与支給人員4,015人)
- 平均年齢 37.35歳 (男性37.78歳、女性32.89歳)
- 被扶養者数 4,890人
- 健康保険料率 9.5% (事業主5.2725%、被保険者4.2275%)
- 介護保険被保険者数 1,683人 (男性1,613人、女性70人)
- 介護保険料率 1.4% (事業主0.7%、被保険者0.7%)

赤字額を少しでも軽減するため、インフルエンザ予防接種、人間ドック・脳ドック（節目健診も含む）の健保補助額を見直した結果、それぞれの受診者負担額を上げることになりました。

平成29年度の接種分から

インフルエンザ予防接種について

被保険者の受診者負担額が上がります

(平成28年度) 1,000円



(平成29年度) 1,500円

※被扶養者の健保補助額1,000円は変わりません。

24時間、365日つかえる安心ダイヤル

出産・育児編

妊娠中の疑問やはじめての育児の不安。
いつでもお気軽にご相談ください。

出産を控えて、
不安が大きくなつた…



赤ちゃんの便が
3日でないけど…

赤ちゃんが母乳を
飲んでくれない…

急な発熱。病院に
行った方がいいか…

【フタバ産業健康相談室】



0120-25-3928

にっこり サンキュ 通話

(委託先:ティーベック)

守秘義務に則り、プライバシー保護を厳守していますので、安心してお電話ください。

人間ドック・脳ドック受診について

被保険者・被扶養者とも受診者負担額が上がります

(平成30年3月受診分まで)

5,000円



(平成30年4月受診分から)

10,000円

人間ドック・脳ドックの節目健診受診について

①被保険者の対象年齢のうち45歳が廃止されます ②受診者負担額が上がります

①対象年齢

(平成30年3月受診分まで)

40歳・45歳・50歳

(平成30年4月受診分から)

40歳・50歳

※これまで通り、被扶養配偶者の年齢は問いません。

②受診者負担額

(平成30年3月受診分まで)

0円

(平成30年4月受診分から)

5,000円

※被扶養配偶者の受診者負担額も5,000円になります。

平成29年4月から、療養費支給申請書の施術内容についての照会を外部委託します

近年、整骨院・接骨院からの療養費の請求が増加傾向にあり、厚生労働省からも不適切な療養費の請求を防ぐための取り組みが求められています。このため、当健保組合では健康保険を利用された際に施術日や負傷部位、施術内容についてご本人に問い合わせせることができます。

この業務は、当健保組合が委託契約を結んだ「株式会社メディブレーン」が行います。「株式会社メディブレーン」から確認のための文書が送付されまし

たら、期限までに回答いただきますようお願いします。なお、個人情報保護法に基づき、委託先との間で目的外利用等を禁じる契約を締結しています。

ご質問等ありましたら当健保組合までお問合せください。

接骨院・整骨院(柔道整復師)では健康保険の使える範囲が決まっています

接骨院・整骨院の治療(施術)では、健康保険の使える範囲が決められています。「気持ちがいいから」だけのマッサージ代わりの利用では健康保険は使えません。健康保険の使える範囲を理解して、正しく利用しましょう。

健康保険が使えるのは？

- 急性または亜急性の外傷性の打撲、捻挫、捻傷(肉離れなど)など
階段で足を踏みはずして捻挫したなど、負傷の原因がはつきりしている場合です。
- 骨折、不全骨折(ひび)、脱臼
医師の診察を受けたうえで、同意が必要です。ただし、応急救手当の場合のみ医師の同意は不要です。

健康保険が使えないのは？

- 日常生活の疲れや加齢による慢性的な「首筋や肩のこり」、「膝の痛み」など
- 運動後の単なる「筋肉疲労」
- 「椎間板ヘルニア」など、本来医師が治療すべき疾病
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩など)からくる痛みやこり
- 特に症状の改善がみられない、長期にわたる漫然とした施術
- 業務上や通勤途上の負傷(労災保険の適用となります)
- 医師の治療を受けている負傷箇所の施術